

住民投票の論点整理

第4章 住民投票

(住民投票)

町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、条例による住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 住民投票が成立する要件は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

4 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

5 町長は、住民投票を実施するときは、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにします。

(住民投票の請求等)

議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に請求することができます。

2 議会の議員は、法の定めるところにより、議員の定数の1/12以上の賛成を得て、住民投票条例の制定を議会に発議することができます。

3 町長は、住民投票条例の制定を議案として議会に提出することができます。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・「住民投票」には、個別設置型と常設型の2つの方式があります。

方式	概要	メリット	デメリット
個別設置型 住民投票	住民からの直接請求又は議員や町長の条例案の提案により、その都度、議会の議決を経て住民投票条例を制定し実施する。	・投票の対象が明確。 ・実施には議会の議決が必要であり、議会における十分な議論を経て実施することができる。 ・制度の濫用を抑制することができる。	・案件ごとに条例制定が必要のため、時間と労力がかかる。 ・条例が制定され、実施されるかは不確実。
常設型 住民投票	あらかじめ制度の仕組みや要件等を定めた住民投票条例を制定しておき、それに基づき実施する	・一定の要件を満たせば実施が可能である。 ・住民投票に対する機運が高まった時に迅速に対応できる。	・十分な議論を経ずに実施してしまう恐れがある。 ・制度の濫用につながる可能性がある。

・専門部会では、上記のとおりメリット及びデメリットを整理した上で、「個別設置型は、住民投票を実施するタイミングで実際の案件に合わせた条例を策定できること」、「常設型の制度の濫用を

回避できるまでには、美瑛町民の自治に関する意識は成熟していない」などの意見がありました。

本来であれば、住民投票に対する機運が高まったときに、迅速に対応できる常設型の方式で条文案を作成することが理想であるとしつつ、現時点では個別設置型の方式を採用し、将来的に常設型へ移行していくとして、仮置き案については個別設置型の方式で作成することとしました。

・本項目の設置目的の一つには、「住民投票」の制度について、町民へ分かりやすく周知することもふくまれていることから、「住民投票の請求及び発議」の項目を設け、請求に必要な条件等地方自治法で定められている内容を記載しています。